

【住民人権学習おすすめ方研修会】

ネット社会における 部落差別と人権

～誰もが一人の人間として尊重される
社会の実現を目指して～

令和6年5月31日(金)、6月1日(土)

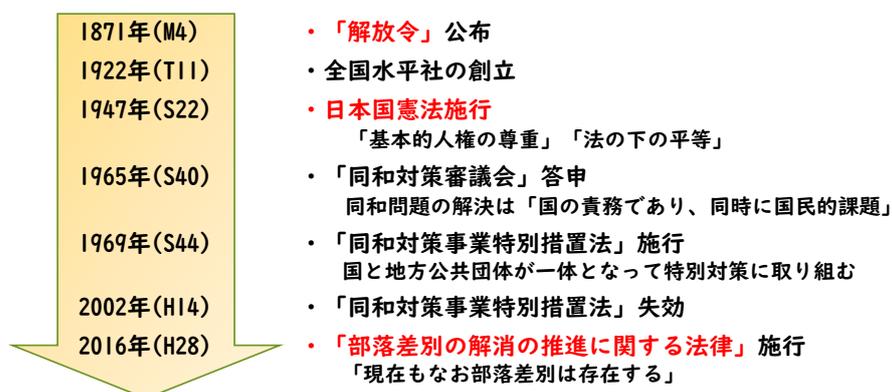
人権啓発センター

1 同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で様々な差別を受けているという **日本固有の人権問題**です。

2 同和問題（部落差別）の取組

【取組の経過】



3

3 ネットによる人権侵害について

- 1 インターネット上の誹謗中傷、名誉棄損
- 2 インターネット上のいじめ
- 3 個人情報の流出やストーカー被害
- 4 著作権の侵害や二次利用
- 5 出会い系サイトの性的被害や暴行
- 6 SNSにおける炎上

4

4 ネット上の同和問題（部落差別）の現状

- 1 インターネット掲示板への**差別書き込み**
- 2 動画の**無断撮影**と動画サイトへの**無断掲載**
- 3 ネット上での同和地区に関する**問い合わせ**



インターネットモニタリング（丹波市の取組）

- ・インターネットモニタリングを平成31年1月から開始
- ・インターネット掲示板や動画サイト等の悪質な差別書き込みの早期発見・削除要請の実施

5

5 DVD教材視聴

「大切なひと」 34分

ネット社会における部落差別と人権
～誰もが一人の人間として尊重される
社会の実現をめざして～



6

6 人権学習の展開例

【資料4】

人権学習用DVD「大切なひと」を用いた学習の展開例

学習の流れ	<p>・DVDを視聴し、参加者自身がワークシートに記入し、意見や感想を交換しながら、資料を読み取る内容です。</p> <p>・学習のからいを明確にし、学習目的(参加者が知りたいこと)を決めましょう。</p> <p>・70分の学習を想定していますが、参加人数や時間によって、話し合い項目数や時間配分を調整しましょう。</p>	
学習のねらい	<p>1 ネット社会における部落差別と人権について学び、部落差別と人権に対する理解を深め、これまでの人権意識について考える。</p> <p>2 風土や文化を尊重し差別をなくすこと、平等な社会を考える。</p>	
学習活動(約70分を想定)	学習活動を変更するポイント	
1 進め方を説明 (3分)	<p>・資料の配布、学習会の進め方を参加者に説明する。</p> <p>・必要な場合、参加者にグループになってもらう。</p> <p>・「人の意見を尊重しない」「多くの方の意見を聞く」など、「話し合いのルール」も共有する。</p> <p>・ワークシートの説明を説明し、どの時間を使うかを決め、伝える。</p>	
2 DVDの視聴 (34分)		
3 振り返りシート記入 (10分)		
4 振り返りシート (15分)		
5 まとめと報告 (5分)		

【資料5】

○○○ DVD「大切なひと」ワークシート ○○○

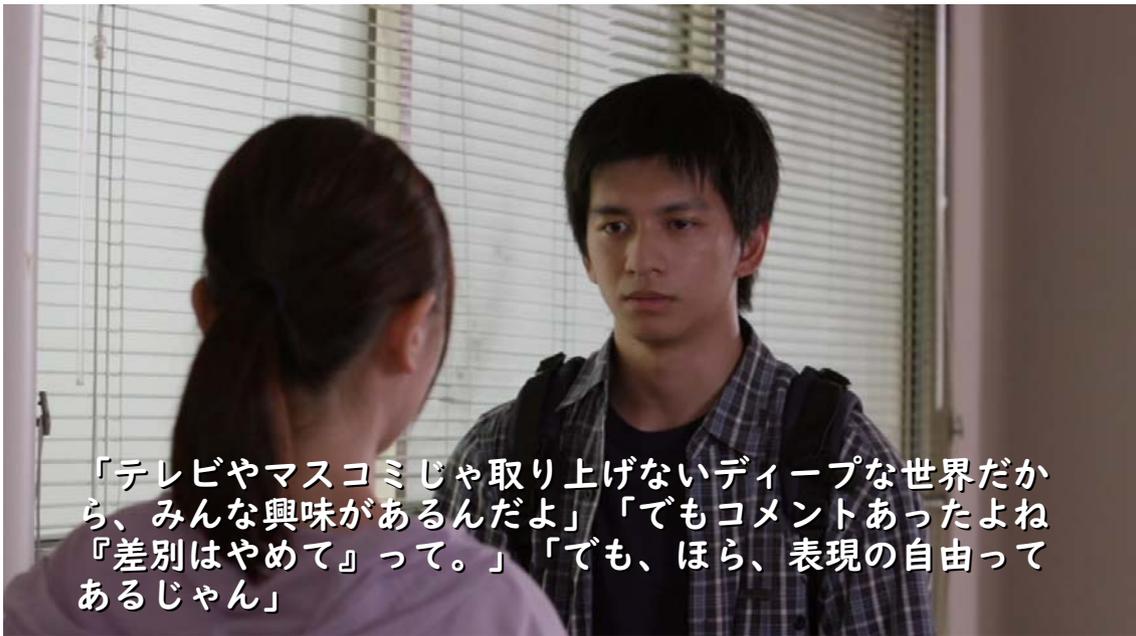
ネット社会における部落差別と人権
～誰もが一人の人間として尊重される社会的発言を求めて～

DVD「大切なひと」をみて、心に残ったセリフや場面はありましたか？

- 「俺も正直よくわかんないんだけど光星は『ヤバい地区だから、そこをもっと強調して』って」(主人公の友人の大声の発言)、このセリフについて、あなたはどのように感じましたか？
- 「テレビやマスコミじゃ取り上げないディープな世界だから、みんな興味があるんだよ」(大進)、「でもコメントあったよお差別はやめてよって」(登壇)、「でも、ほら、表現の自由ってあるじゃん」(大進)、大進のセリフについて、どのような問題があると思いますか？
- 大進は掲載した動画を削除し、「不適切な映像を発信してしまいました。動画はすでに削除しましたが、多くの方を傷つけてしまったことを心からお詫言いたします」と発信しました。これに対し「おまえが消える」みたいななど多くのコメントが寄せられました。寄せられたコメントについて、どのように感じましたか？
- インターネット上での部落差別や誹謗中傷などがない、誰もが安全・安心に暮らせる社会をつくるために、あなたは何ができるでしょうか？



「俺も正直よくわかんないんだけど光星は『ヤバい地区だから、そこをもっと強調して』って」



「テレビやマスコミじゃ取り上げないディープな世界だから、みんな興味があるんだよ」「でもコメントあったよね『差別はやめて』って。」「でも、ほら、表現の自由ってあるじゃん」



「不適切な映像を発信してしまいました。動画はすでに削除しましたが、多くの方を傷つけてしまったことを心からお詫びいたします。」これに対し「おまえが消えろ」「みっともない」などの多くのコメントが寄せられる

7 国の取組（法律の整備）

○刑法の改正

侮辱罪の法定刑の引上げ（厳罰化）（令和4年7月施行）

改正前 「30日未満の拘留」
「1万円未満の科料」



改正後 「1年以下の懲役・禁錮」
「30万円以下の罰金」

○プロバイダ責任制限法の改正（令和4年10月施行）

発信者情報開示の裁判手続き、開示請求が行える範囲の見直し、
発信者（加害者）の特定がスムーズに

11

8 丹波市の取組

○教育・啓発の取組

同和問題（部落差別）を含む人権教育・啓発

○インターネットモニタリングの実施

平成31年1月よりインターネット掲示板や動画サイト等の悪質な
差別書込みの早期発見・削除要請の実施

○本人通知制度（事前登録型）

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に
交付された場合に、証明書を交付した事実を通知する制度

12

9 インターネットのルールとマナー

相手を傷つけないために

- ✓ 相手を深く傷つける可能性があることを考えて発信すること
- ✓ 本人の許可なく、写真や個人情報を投稿したり、転載しない
- ✓ 投稿するときは、誹謗中傷になっていないかどうか考える
- ✓ 他人が発信した情報を再投稿する前に情報が正しいか確認する
- ✓ 誰かからのメッセージを見て嫌な気持ちになったときは、一呼吸して落ち着いてから相手の意図を確認すること

13

10 相談窓口

ひとりで悩まずに相談しましょう

窓口名	電話番号など	内容
兵庫県インターネット人権相談窓口	078-891-7877	弁護士と専門職員による解決に向けたサポート
人権相談（法務局）	0570-003-110	削除要請・助言
違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）	https://ihaho.jp/	迅速な助言 
誹謗中傷ホットライン（セーフティーインターネット協会）	www.saferinternet.or.jp/bullying	プロバイダへの連絡 

14

11 なぜ人権学習を続けるのか

- ・継続的な人権学習の必要性
- ・自分とは関係ないから学習しなくてもいいの？
- ・人権問題解決の取組をしなかったらどうなる？

12 最後に伝えたいこと

憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。